

## 中部運輸局自動車交通部

令和4年8月10日 14時00分発表

## 連絡先：

中部運輸局 自動車交通部

自動車監査官 藪田、安田

TEL 052-952-8082

中部運輸局 静岡運輸支局

輸送・監査担当 風岡、川田

TEL 054-261-1191

同時発表：静岡県政記者クラブ

## 乗合バス事業者を車両使用停止処分

中部運輸局は、下記事業者に対し車両使用停止処分を行いましたのでお知らせします。

## 記

## 1. 行政処分等対象事業者及び営業所

事業者名：遠州鉄道 株式会社

住所：静岡県浜松市中区旭町12番地1号

営業所：浜松東営業所（静岡県浜松市東区豊町2253番地）

## 2. 行政処分等の概要

処分日：令和4年8月10日 10日車（1両×10日間）

処分内容：事業用自動車の車両使用停止

## 3. 監査端緒

令和3年12月30日、当該事業者が運行している路線バス（上島イオン市野線）について、1便を欠便したことから、当該営業所に対し監査を実施したものの。

## 4. 監査結果（法令違反内容及び違反条項）

監査の結果、以下の法令違反を確認。

- ①事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画）に定めるところに従い、その業務を行っていなかった。

（道路運送法第16条第1項）

## 5. 行政処分事業者に対する違反点数付与状況

当該行政処分により付された違反点数 1点

当該事業者の累積違反点数 1点